

○ 財務省告示第 302 号

国債の発行等に関する省令（昭和 57 年大蔵省令第 30 号）第 5 条第 11 項の規定に基づき、令和 5 年 11 月 8 日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和 5 年 12 月 12 日

財務大臣 鈴木 俊一

- | | | |
|----|-----------------------|--|
| 1 | 名称及び記号 | 利付国庫債券（物価連動・10 年）（第 28 回） |
| 2 | 発行の根拠法
律及びその条
項 | 特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）第 46 条第 1 項 |
| 3 | 振替法の適用
等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 |
| 4 | 発行方法 | 価格を競争に付して行われる入札による発行 |
| 5 | 募入決定の方
法 | 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。 |
| 6 | 発行額 | 額面金額で 249,900,000,000 円 |
| 7 | 払込金額 | 265,746,540,094 円 |
| 8 | 最低額面金額 | 100,000 円 |
| 9 | 振替単位 | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。 |
| 10 | 発行日 | 令和 5 年 11 月 8 日 |
| 11 | 発行価格 | 額面金額 100 円につき 104 円 75 銭 |
| 12 | 利率 | 年 0.005% |
| 13 | 発行日の想定
元金額 | 額面金額の総額×1.01519 |
| 14 | 想定元金額の
計算方法 | 各利子支払期及び償還期限における想定元金額は、各利子支払期及び償還期限の属する月の 3 月前の消費者物価指数（総務省統計局が統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項に規定する基幹統計である |

小売物価統計のための調査の結果に基づき作成する全国消費者物価指数のうち生鮮食品を除く総合指数をいう。以下同じ。)を104.1で除して得た数(小数点以下第5位未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。)に額面金額を乗じて得た額とする。ただし、消費者物価指数の基準改定が行われ、改定後の基準に基づく消費者物価指数が公表された場合には、財務大臣が定める日以降の各利子支払期及び償還期限における想定元金額は、財務大臣が定める方法により算出される数(小数点以下第5位未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。)に額面金額を乗じて得た額とする。

- 15 経過利子の払込み 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第22号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times 1.01519 \times \frac{0.005}{100} \times \frac{59}{365}$$

- 16 初期利子 令和6年3月10日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第18号において規定する期日について同じ。)

$$\text{第14号の規定により算出された支払期における想定元金額} \times \frac{0.005}{100} \times \frac{1}{2}$$

- 17 第2期以後の利子 毎年3月10日及び9月10日を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\text{第14号の規定により算出された各支払期における想定元金額} \times \frac{0.005}{100} \times \frac{1}{2}$$

- 18 償還期限 令和15年3月10日

- 19 償還金額 第 14 号の規定により算出された償還期限における
想定元金額
ただし、当該想定元金額が額面金額を下回る場合には、
額面金額とする。
- 20 元利金支払場 日本銀行
所
- 21 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者
- 22 払込期日 令和 5 年 11 月 8 日